

Takanabe Concierge Guide

◆ 高鍋町情報はやわかりガイド ◆



# 目次

## 届出・証明等

1 戸籍についての届出	…	2 ページ
2 住民登録についての届出	…	2 ページ
3 戸籍の謄本・抄本の証明	…	3 ページ
4 住民票の写し	…	3 ページ
5 印鑑登録・証明	…	3 ページ
6 所得証明書・課税証明書・納税証明書	…	4 ページ
7 固定資産関係証明書	…	4・5 ページ
8 コンビニ交付	…	5 ページ

## 災害について

1 高鍋町メール	…	6 ページ
2 防災行政無線戸別受信機の無料貸し出しについて	…	6 ページ

## 年金・健康保険

1 国民年金	…	7・8 ページ
2 国民健康保険	…	9 ページ
3 後期高齢者医療	…	10 ページ

## 福祉・健康

1 障がい福祉について	…	11 ページ
2 地域福祉について	…	11 ページ
3 介護保険・高齢者福祉について	…	11 ページ
4 健康診査・検診について	…	11・12 ページ
5 予防接種について	…	12 ページ
6 町内医療機関一覧	…	12・13 ページ
7 施設について	…	13・14 ページ

## 子育て・教育

1 母子保健について	…	15 ページ
2 子どもの予防接種について	…	15 ページ
3 子育てについて	…	15・16 ページ
4 学校教育について	…	16～19 ページ
5 社会教育について	…	20・21 ページ

## 税金

- 1 町税の納付について … 21・22 ページ

## くらし

- 1 ごみについて … 22・23 ページ
- 2 犬の登録等と予防注射 … 24 ページ
- 3 高鍋駅前自動車等駐車場 … 24 ページ
- 4 木造建築物の耐震化 … 24 ページ
- 5 景観条例 … 24 ページ
- 6 移住者へのお役立ち情報 … 25 ページ
- 7 高鍋町デマンド交通 … 25 ページ

## 上・下水道について

- 1 上下水道に係る届出について … 26 ページ
- 2 給水区域について … 26 ページ
- 3 料金について … 26・27 ページ
- 4 上・下水道料金のお支払方法 … 27 ページ
- 5 給水装置工事および排水設備工事について … 27・28 ページ
- 6 漏水について … 28 ページ
- 7 浄化槽について … 28 ページ

## 各種相談

- 1 人権について … 29 ページ

## 選挙・議会・情報

- 1 選挙について … 29・30 ページ
- 2 町議会 … 30 ページ
- 3 議会の傍聴・会議録・議会だより … 31 ページ
- 4 請願・陳情 … 31 ページ
- 5 広報 … 31 ページ

- 高鍋町役場業務案内 … 32～35 ページ

# ようこそ 高鍋町へ

## ～高鍋町の概況～

高鍋町は、九州の東側、宮崎県の中央部にある海岸沿いの町です。宮崎平野の北部に位置し、町全域が沖積平野と洪積台地に広がっています。中央部には、一級河川の小丸川と宮田川が流れ、三方を台地に囲まれた地形を形成しています。海岸部には遠浅の砂浜が広がり、アカウミガメの産卵地としても知られています。

町域は東西 10 km、南北 6 km、面積 43.80 km<sup>2</sup>で、宮崎県内の自治体としては最も面積が小さく、西は西都市と児湯郡木城町、南は新富町、北は川南町と接しています。

町内には、多くの商業施設が建ち並び、主要な公共機関も所在するなど、生活環境の整った暮らしやすいまちです。また、宮崎県の大動脈である国道 10 号や J R 日豊本線が通り、東九州自動車道高鍋 I C も開通していて、交通の便に優れたまちでもあります。



### 町木 (モクセイ)

高さ 3m 以上にもなり、香りの良い小さな花が咲きます。品格があり、家庭において育てやすい木です。



### 町花 (ナadeshiko)

秋の七草の一つで、別名「ヤマトナadeshiko」。高鍋藩主秋月家の家紋であり、優美な淡紅色の花が咲きます。



### 町木 (タカナベカイドウ)

バラ科リンゴ属の植物で、3 月中旬から下旬に約 3 センチメートルの淡いピンク色の桜とそっくりの花を咲かせます。

### ●位置

東経 131° 32' 50" ～131° 26' 40"  
北緯 32° 05' ～32° 10'  
面積 43.80 km<sup>2</sup>

### ●気象状況

平均気温 17.4℃  
降水量 2,373 mm  
日照時間 2,178 時間

### ●人口 (令和 7 年 3 月 1 日現在)

18,979 人 (男 9,105 人 女 9,874 人)

### ●世帯数 (令和 7 年 3 月 1 日現在)

8,744 世帯

## 届出・証明等

### 1 戸籍についての届出（町民生活課 戸籍住民・年金係 ☎26-2006）

種 類	届出期間	届出人	届出地	届出に必要なもの
出生届	生まれた日から14日以内(出生日を含む)	父か母	出生地または父母の本籍地か所在地の市区町村役場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届書</li> <li>・母子健康手帳</li> <li>・印鑑（任意）</li> </ul>
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親族</li> <li>・同居者</li> </ul>	死亡地または死亡者の本籍地か届出人の所在地の市区町村役場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届書</li> <li>・印鑑（任意）</li> </ul>
婚姻届	随 時	夫と妻	夫または妻の本籍地か所在地の市区町村役場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届書</li> <li>・夫、妻それぞれの印鑑（一方は旧姓、任意）</li> <li>・窓口に来た方の本人確認のための書類（運転免許証等）</li> <li>・マイナンバーカード（お持ちの方）</li> </ul>

※所在地とは住所地だけでなく居所や一時的な滞在地も含まれます。

※そのほかの届出についてはお問い合わせください。

### 2 住民登録についての届出（町民生活課 戸籍住民・年金係 ☎26-2006）

種 類	届出期間	届出に必要なもの
転入届	他の市区町村から高鍋町に引っ越してきたとき 転入してから14日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前住所の市区町村が発行した転出証明書</li> <li>・マイナンバーカード（お持ちの方）</li> <li>・窓口に来た方の本人確認のための書類（運転免許証・マイナンバーカード等）</li> </ul>
転出届	高鍋町から他の市区町村に引っ越すとき 転出する日まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口に来た方の本人確認のための書類（運転免許証・マイナンバーカード等）</li> </ul>
転居届	町内で引っ越したとき 転居してから14日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカード（お持ちの方）</li> <li>・窓口に来た方の本人確認のための書類（運転免許証・マイナンバーカード等）</li> </ul>

※そのほかの届出についてはお問い合わせください。

※代理人の方は、委任状を持参してください（本人、世帯主、同一世帯の方以外に依頼する場合）。

### 3 戸籍の謄本・抄本の証明（町民生活課 戸籍住民・年金係 ☎26-2006）

種 類	内 容	手 数 料
戸籍謄本	戸籍に記載されている全員を写したもの	450 円
戸籍抄本	戸籍の中から必要な人だけを写したもの	
除籍・改製原戸籍謄本	除籍・改製原戸籍簿に記載されている全員を写したもの	750 円
除籍・改製原戸籍抄本	除籍・改製原戸籍簿の中から必要な人だけを写したもの	
戸籍届書受理証明	戸籍の届が受理されたことを証明するもの	350 円
戸籍の附票の写し	住所の移り変わりを記載したもの	300 円

※代理人の方は、委任状を持参してください。（直系の親族は委任状不要です。）

※窓口に来た方の本人確認を行います。運転免許証、マイナンバーカード等を持参してください。

※第三者の請求は申請書に請求理由を記載していただきます。請求理由によっては、請求に応じられないことがあります。

※郵送による請求も可能です。詳しい手続きについてはお問合せください。

### 4 住民票の写し（町民生活課 戸籍住民・年金係 ☎26-2006）

種 類	内 容	手 数 料
住民票謄本	世帯全員の住所、氏名等を写したもの	300 円
住民票抄本	世帯員の一部の住所、氏名等を写したもの	
住民票記載事項証明	住民票に記載されている必要な事項のみを証明したもの	

※代理人の方は、委任状を持参してください。（同じ世帯の方は委任状不要です。）

※窓口に来た方の本人確認を行います。運転免許証、マイナンバーカード等を持参してください。

### 5 印鑑登録・証明（町民生活課 戸籍住民・年金係 ☎26-2006）

種 類	届出に必要なもの	手 数 料
印鑑登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録する印鑑</li> <li>官公署の発行した写真付身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード）または保証人（高鍋町で印鑑登録している方）</li> </ul>	300 円

※高鍋町に住民登録をしている方が印鑑登録できます。

※ゴム印など変形しやすい材質のもの、氏名以外の事項が入ったもの、枠が欠けているもの、ほかの人が登録している印鑑などは登録できません。

※代理人による申請の手続き等についてはお問い合わせください。

種 類	届出に必要なもの	手 数 料
印鑑証明	<ul style="list-style-type: none"> <li>印鑑登録証またはマイナンバーカード</li> <li>窓口に来た方の本人確認のための書類（運転免許証、マイナンバーカード等）</li> </ul>	300 円

※代理人による申請の場合は必ず印鑑登録証が必要となります。

6 所得証明書・課税証明書・納税証明書（税務課 町民税係 ☎26-2011）

●所得・課税・法人所在に関する証明

種 類	手 数 料	備 考
所得証明	300 円	収入（給与・年金）・所得の証明です。
所得証明 【世帯票】		
所得課税証明		収入（給与・年金）・所得・所得控除額・所得控除額の内訳・個人町県民税の課税額の証明です。
所得課税証明 【世帯票】		収入（給与・年金）・所得・所得控除額・個人町県民税の課税額の証明です。所得控除額の内訳は記載されません。
課税証明		個人町県民税の課税額の証明です。
課税証明 【世帯票】		
非課税証明		個人町県民税が課税されていないことの証明です。
所在証明		

●納税証明

種 類	手 数 料	備 考
納税証明	300 円	納税に関する証明です。
車検用納税証明	無 料	軽自動車・排気量が 250 c c を超えるバイクの納税証明です。
社会保険料控除証明		1 年間（1 月～12 月）に支払った保険料の証明です。年末調整・確定申告で使用します。

※代理人の方は、委任状を持参してください。（同じ世帯の方は委任状は不要です。）

※窓口に来た方の本人確認を行います。運転免許証、マイナンバーカード等を持参してください。

7 固定資産関係証明書（税務課 資産税係 ☎26-2013）

種 類	手 数 料	備 考
評価証明	300 円	土地一筆ごと、家屋一棟ごとに評価額を証明するものです。評価額のほかに、地目・地積・家屋種類・家屋構造・床面積が記載されています。 <u>登記手続きに使用するため法務局発行の「固定資産評価証明交付依頼書」を添付して申請する場合、手数料は無料となります。</u>

公課証明		土地一筆ごと、家屋一棟ごとに概算税額を証明するものです。 概算税額のほかに、課税標準額・地目・地積・家屋種類・家屋構造・床面積が記載されています。
資産証明	300 円	土地・家屋の所有（どのような資産を所有しているか）を証明するものです。所有するすべての土地・家屋の評価額・地目・地積・床面積が記載されています。
名寄（なよせ）帳		納税義務者ごとに、所有するすべての土地・家屋について固定資産（補充）課税台帳の登録事項を一覧にしたものです。
図面	10 円	図面のコピーです。 コピー用紙の大きさにかかわらず、1 枚 10 円です。
閲覧	300 円	土地の所有者・登記地目・登記地積の閲覧です。 <u>5 筆まで 300 円です。</u>
家屋証明	300 円	登記の税率が軽減される住宅用家屋証明や防音工事・耐震工事用の家屋証明です。

※代理人の方は、委任状を持参してください。（同じ世帯の方は委任状不要です。）

※窓口に来た方の本人確認を行います。運転免許証、マイナンバーカード等を持参してください。

## 8 コンビニ交付（町民生活課 戸籍住民・年金係 ☎26-2006）

以下の証明書は、マイナンバーカードを使ってコンビニエンスストア等で取得できます。

ご利用には、4桁の暗証番号が必要です。

種 類	手数料	備 考
住民票の写し（謄本・抄本）	300 円	除票は取れません。 マイナンバー、住民票コードは記載されません。
印鑑登録証明書	300 円	
戸籍（謄本・抄本）	450 円	改正原戸籍・除籍は取れません。
戸籍の附票の写し	300 円	
所得証明	300 円	取得できるのは現年度分のみです。
課税証明	300 円	
所得課税証明	300 円	

※年末年始・保守点検日を除いて、午前 6 時 30 分から午後 11 時までご利用いただけます。ただし、戸籍（謄本・抄本）及び戸籍の附票の写しについては、平日の午前 9 時から午後 5 時までのご利用となります。

## 災害について

### 1 高鍋町メール（危機管理課 危機管理係 ☎26-2022）

町民の皆様へ災害時に緊急情報を迅速かつ確実に伝達する手段として、防災行政無線や戸別受信機に加えて、携帯電話やパソコン向けにメール配信サービスを行っています。

このサービスは、地震、津波、洪水などの、防災に関する重要な情報を迅速かつ確実に配信することができ、町民の皆様の安全・安心を確保するために大変有効な情報伝達手段の一つです。

#### 登録方法 1

カメラ機能付きのスマートフォンまたは携帯電話で下の二次元コードを読み取り、サイトに接続後、手順に従って登録をしてください。



（スマートフォン用）



（ガラケー用）

#### 登録方法 2

下のメールアドレスに空メールを送り、返信されたメールに記載されている手順に従って登録をしてください。

<https://plus.sugumail.com/usr/takanabe/home>  
（スマートフォン用）

<https://plus.sugumail.com/m/takanabe/home>  
（ガラケー用）

- 迷惑メール防止機能をお使いの方は、登録をする前に「town.takanabe.lg.jp」ドメインからのメールの受信ができるように設定してください。
- 登録および利用料は無料ですが、情報取得にかかる通信料（ホームページ閲覧、メール送受信時に発生する料金など）は利用者負担となります。

### 2 防災行政無線戸別受信機の無料貸し出しについて（危機管理課 危機管理係 ☎26-2022）

①土砂災害警戒区域、②津波の浸水が想定されている区域、③河川の氾濫等により浸水が想定されている区域のいずれかに該当する方、防災行政無線の屋外スピーカーからの放送を聴くことが困難と認められる地域にお住まいの方（世帯）に対し、防災行政無線放送を屋内で聴くことができる戸別受信機の無料貸し出しを行っています。申請用紙に必要事項を記入の上、危機管理課危機管理係へご提出ください。

※申請用紙は、危機管理課窓口および高鍋町ホームページで入手できます。

### 3 防災緊急時情報の確認について（危機管理課 危機管理係 ☎26-2022）

高鍋町ホームページに防災緊急時情報について発信しています。

平時から災害時に備えた対策や、各種ハザードマップの確認をお願いします。

- 防災緊急時情報（高鍋町ホームページリンク）



## 年金・健康保険

### 1 国民年金（町民生活課 戸籍住民・年金係 ☎26-2006）

日本国内に住んでいる 20 歳以上 60 歳未満の方は、すべて国民年金に加入しなければなりません。加入者は、3 種類に分類され、保険料の納付方法や給付の内容が異なります。

第 1 号被保険者	第 2 号被保険者	第 3 号被保険者
自営業者・農林漁業者・無職・自由業者・学生等	会社員や公務員	会社員や公務員に扶養されている配偶者
国民年金保険料は自分で納めます。	納めている厚生年金・共済年金等の保険料と一緒に納めています。	個人で納める必要はありませんが、配偶者の勤務先へ第 3 号被保険者の届出が必要です。

20 歳になったとき・加入するとき・やめるとき		
内 容	届出先等	
20 歳になったとき （厚生年金・共済年金以外は国民年金加入）	加入の手続きは原則不要。海外から転入された方は届出が必要です。	
	配偶者の勤務先（厚生年金・共済年金加入の配偶者に扶養される場合）	
厚生年金・共済年金へ加入したとき （扶養している配偶者がいれば、あわせて手続きが必要）	勤務先	
厚生年金・共済年金をやめたとき （扶養している配偶者がいれば、あわせて手続きが必要）	届 出 先	役場窓口
	必要なもの	喪失（退職）年月日のわかる書類
厚生年金・共済年金に加入の配偶者に扶養されるようになったとき （結婚して扶養になった時・収入が減ったとき）	配偶者の勤務先	
厚生年金・共済年金に加入の配偶者に扶養されなくなったとき （離婚したとき・収入が増えたとき）	届 出 先	役場窓口
	必要なもの	扶養されなくなった年月日の分かる書類

納付について		
内 容	届出先等	
保険料を納めるのが困難なとき （免除申請）	届 出 先	役場窓口・高鍋年金事務所
	必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金手帳または基礎年金番号通知書（マイナンバーカードでも可）</li> <li>顔写真付きの本人確認書類（マイナンバーカード等）</li> <li>失業の場合は雇用保険被保険者離職票</li> </ul>

学生で保険料を納めるのが困難なとき (学生納付特例申請)	届 出 先	役場窓口・高鍋年金事務所
	必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金手帳または基礎年金番号通知書(マイナンバーカードでも可)</li> <li>学生証の写しまたは発行日がある年の4月以降の在学証明書</li> <li>顔写真付きの本人確認書類(マイナンバーカード等)</li> <li>失業の場合は雇用保険被保険者離職票</li> </ul>
納付書を紛失したとき	高鍋年金事務所	
口座振替を開始・停止・変更するとき	高鍋年金事務所・金融機関	
出産する・したとき(産前・産後免除申請)	届出先	役場窓口
	必要なもの	母子健康手帳など

その他	
内 容	届出先等
基礎番号年金通知書(年金手帳)をなくしたとき(再交付の申請)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1号被保険者⇒役場窓口・高鍋年金事務所(急ぎのときは高鍋年金事務所)</li> <li>第2・第3号被保険者⇒勤務先</li> </ul>
海外居住するが任意加入したいとき	役場窓口・高鍋年金事務所

年金受給に関する届出	
内 容	届出先等
年金を受け取る金融機関を変えるとき	高鍋年金事務所
引き続き年金を受け取るために	現況届を日本年金機構本部へ送付 ※住民基本台帳ネットワークシステムにより現況届の提出が不要になる場合もあります。
65歳になって老齢基礎年金を請求するとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1号被保険者期間のみの場合⇒役場窓口・高鍋年金事務所</li> <li>第3号被保険者期間を含む場合⇒高鍋年金事務所</li> </ul>
障害年金を請求したいとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>初診日が第1号被保険者期間の場合⇒役場窓口・高鍋年金事務所</li> <li>20歳前に障害になった場合⇒役場窓口・高鍋年金事務所</li> <li>初診日が第2・第3号被保険者期間の場合⇒高鍋年金事務所</li> </ul>
受給者が亡くなったとき (遺族年金・未支給年金・死亡一時金)	役場窓口・高鍋年金事務所
離婚時の厚生年金の分割をしたいとき	高鍋年金事務所

2 国民健康保険（健康保険課 国保・高齢者医療係 ☎26-2007）

国保に加入するとき	必要なもの
転入したとき ※1 （職場の健康保険などに加入していない場合）	
職場の健康保険などを喪失したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険等の資格喪失連絡票（職場が発行するもの）または社会保険加入期間証明書（年金事務所が発行するもの。発行や手続方法については年金事務所へお問い合わせください。）</li> <li>職場の健康保険等を喪失した証明書</li> <li>・窓口に来た方の本人確認のための書類（運転免許証、マイナンバーカード等）</li> </ul>
家族の健康保険の被扶養者でなくなったとき	
健康保険の任意継続が終了したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険等の資格喪失連絡票または任意継続の資格喪失予定年月日の記載のある保険証または資格確認書（加入する人全員分）</li> <li>・窓口に来た方の本人確認のための書類（運転免許証、マイナンバーカード等）</li> </ul>
国保の被保険者が出産したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険証または資格確認書等</li> <li>・窓口に来た方の本人確認のための書類（運転免許証、マイナンバーカード等）</li> </ul>
生活保護を受けなくなったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護停止（廃止）通知書</li> <li>・窓口に来た方の本人確認のための書類（運転免許証、マイナンバーカード等）</li> </ul>

※1 町民生活課での転入の手続き後にご案内します。

※届出が遅れると、加入者は国保に届出をした日ではなく、被保険者の資格を得た日までさかのぼって保険税を納めなくてはなりません。

※資格の異動が発生した場合、基本的に14日以内に届け出をしてください。

国保の資格がなくなるとき	必要なもの
他の市区町村に転出したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険証または資格確認書</li> </ul>
職場の健康保険などへ加入した日の翌日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保の保険証または資格確認書</li> <li>・社会保険等の保険証（社会保険に加入したことを証明するもの）</li> <li>・窓口に来た方の本人確認のための書類（運転免許証、マイナンバーカード等）</li> </ul>
家族の健康保険の被扶養者になったとき	
死亡したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険証または資格確認書</li> </ul>
生活保護を受け始めたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護決定通知書</li> <li>・保険証または資格確認書</li> <li>・窓口に来た方の本人確認のための書類（運転免許証、マイナンバーカード等）</li> </ul>

※届出が遅れてしまったために保険税や他の保険料を二重に納めてしまうこともありますので、必ず届出をしましょう。

### 3 後期高齢者医療（健康保険課 国保・高齢者医療係 ☎26-2007）

対象者：75歳以上⇒全員加入（75歳の誕生日当日から）

65歳以上で一定の障がい※のある方⇒加入する・しないを各人で決められます。  
（申請を行って認定を受けた日から）

※身体障害者手帳1～3級および4級の一部、精神障害者1～2級、療育手帳障害の程度A

各種手続	必要なもの
転入したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 窓口に来た方の本人確認のための書類（運転免許証、マイナンバーカード等）</li> <li>※ 前住所地からの「負担区分証明書」がある場合は持参してください。</li> </ul>
転出するとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険証または資格確認書</li> <li>・ 窓口に来た方の本人確認のための書類（運転免許証、マイナンバーカード等）</li> <li>※ 「負担区分証明書」を発行しますので、新住所地の窓口提出してください。</li> </ul>
町内で住所をかえたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険証または資格確認書</li> <li>・ 窓口に来た方の本人確認のための書類（運転免許証、マイナンバーカード等）</li> <li>※ 資格確認書の住所を変更します。</li> </ul>
後期高齢者被保険者証をなくしたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 窓口に来た方の本人確認のための書類（運転免許証、マイナンバーカード等）</li> </ul>

## 福祉・健康

### 1 障がい福祉について（福祉課 地域福祉係 ☎26-2009）

各種障がい手帳をお持ちの方、転入前に障がい福祉サービスや障がい児通所支援事業、重度心身障がい者医療費助成などのサービスを利用している方は、転入の際に手続きが必要です。詳しくは、地域福祉係へお問い合わせください。

#### ●高鍋町障がい者（児）等基幹相談支援センター（☎35-4611）

障がい者・児（難病も含む）の総合相談窓口です。障がい福祉サービスのこと、生活やお金の悩みごとなど専門の相談員がお聞きします。相談の内容に応じて必要な支援機関をご紹介します。

### 2 地域福祉について（福祉課 地域福祉係 ☎26-2028）

#### ●ふれあい総合相談（☎32-9900）

心配ごと、行政、法律、人権、生活福祉資金など幅広い悩みごとについて、誰でも・いつでも、来所面接・電話相談ができます。また、「解決」に向けてのお手伝いもいたします。

### 3 介護保険・高齢者福祉について（健康保険課 介護・高齢者福祉係 ☎26-2008）

介護保険は住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための制度です。生活する上でなにかお困りごとが出てきたら、介護保険サービスの利用を検討しましょう。

転入前に介護サービスを利用していた方は、転入の際に手続きが必要です。詳しくは、介護・高齢者福祉係へお問い合わせください。

#### ●高鍋町地域包括支援センター（☎32-6600）

65歳以上の方の生活での困りごと、認知症や介護での困りごとなどを相談できる窓口です。

### 4 健康診査・検診について（健康保険課 国保・高齢者医療係 ☎26-2007、イワケン健康づくりセンター ☎23-2323）

#### ●特定健康診査

40～74歳の方を対象に各医療保険者が特定健康診査を実施します。自覚症状の少ない生活習慣病を見つけるためのよい機会ですので、年1回は健診を受けましょう。

○国民健康保険の方（健康保険課 国保・高齢者医療係 ☎26-2007）

○協会けんぽ・共済組合等の社会保険の方（各医療保険者へお問い合わせください。）

#### ●後期高齢者健康診査（健康保険課 国保・高齢者医療係 ☎26-2007）

後期高齢者医療保険に加入されている方を対象に、後期高齢者健康診査を実施します。自分の健康状態を知るよい機会ですので、年1回は健診を受けましょう。

#### ●若年健康診査（健康保険課 国保・高齢者医療係 ☎26-2007）

国民健康保険の被保険者で16～39歳の方を対象に健康診査を実施します。健康な生活を送るために自分の健康状態を知ることが大切です。年1回は健診を受けましょう。

#### ●生活保護受給者の健康診査（イワケン健康づくりセンター ☎23-2323）

●**歯科健診**（イワケン健康づくりセンター ☎23-2323）

対象年齢の方であれば、国民健康保険・社会保険問わず受けられます。

対象の方には通知が届きます。詳しくは、広報誌やイワケン健康づくりセンターのホームページでご確認ください。

●**結核健診**（イワケン健康づくりセンター ☎23-2323）

65歳以上の方は、法律により年1回の受診が義務付けられています。

対象の方には通知が届きます。詳しくは、広報誌やイワケン健康づくりセンターのホームページでご確認ください。

●**骨粗しょう症検診**（イワケン健康づくりセンター ☎23-2323）

対象年齢の方であれば、国民健康保険・社会保険問わず受けられます。

対象の方には通知が届きます。詳しくは、広報誌やイワケン健康づくりセンターのホームページでご確認ください。

●**がん検診**（イワケン健康づくりセンター ☎23-2323）

対象年齢の方であれば、国民健康保険・社会保険等問わず受けられます。

集団検診か個別検診（医療機関）のどちらかで受診できます。詳しくは、広報誌やイワケン健康づくりセンターのホームページでご確認ください。

●**肝炎ウイルス検診**（イワケン健康づくりセンター ☎23-2323）

対象年齢の方であれば、国民健康保険・社会保険問わず受けられます。

詳しくは、広報誌やイワケン健康づくりセンターのホームページでご確認ください。

5 予防接種について（イワケン健康づくりセンター ☎23-2323）

小児・成人・高齢者の予防接種は医療機関で個別に受けていただきます。助成など詳しくはイワケン健康づくりセンターへお問い合わせください。

6 町内医療機関一覧

医療機関名	診療科目名	住 所	電話番号
蟻塚クリニック	眼科	北高鍋 785	23-2316
内田医院	内科	北高鍋 784	23-0041
海老原総合病院	内科 外科 脳神経内科 脳神経外科 皮膚科 ほか	上江 207	23-1111
おがわクリニック	心療内科 精神科	蚊口浦 6199-61	32-5726
おりたこどもクリニック	小児科	上江 8279	32-5522
河野産科婦人科医院	産科 婦人科	北高鍋 2605	22-0341
黒木内科医院	内科	北高鍋 2603	23-2882
坂田病院	内科 呼吸器内科 外科 婦人科 アレルギー科 リウマチ科	上江 8108	22-3426
崎浜胃腸科医院	内科 消化器内科 外科 消化器外科 肛門外科	上江 8014	22-3345

たかなべ耳鼻咽喉科クリニック	耳鼻咽喉科	上江 8127	32-8733
たかやま小児科	小児科 アレルギー科	北高鍋 4732-8	23-4423
永友胃腸科内科医院	内科 消化器内科 小児科	北高鍋 1243-5	22-3320
ながとも眼科	眼科	北高鍋 2590-1	21-1780
永友クリニック	皮膚科 泌尿器科	北高鍋 1006	22-3375
永友慶子小児科	小児科	北高鍋 1000	23-1082
野津手・加来内科医院	内科 呼吸器内科 循環器内科 消化器内科 糖尿病内科 放射線科	上江 8250	22-2104
山口整形外科	整形外科 リハビリテーション科 放射線科	北高鍋 3235-3	22-3157
やまぐち脳神経外科	神経内科 脳神経外科 リハビリテーション科	北高鍋 4764-5	32-5555
アイナ歯科クリニック	歯科 小児歯科 歯科口腔外科	南高鍋 1089-1	35-3211
いとう歯科医院	歯科	上江 8368	22-6321
井上歯科医院	歯科	北高鍋 3308	23-6363
江藤歯科医院	歯科 小児歯科 歯科口腔外科 訪問歯科	北高鍋 136-1	23-2828
大森歯科医院	歯科 歯科口腔外科	北高鍋 1347-1	23-4178
関歯科診療所	歯科 小児歯科	上江 8157	23-0077
曾我部歯科	歯科 小児歯科 歯科口腔外科	高鍋町 601	22-0151
団井歯科医院	歯科	南高鍋 547	23-3800
津曲歯科医院	歯科 小児歯科	北高鍋 4581	23-5915
中崎歯科医院	歯科 矯正歯科	北高鍋 1024-1	23-0284
ながとも歯科医院	歯科 口腔外科 小児歯科	北高鍋 1243-5	21-1000
ひまわり歯科診療所	歯科 小児歯科 矯正歯科	北高鍋 2100	23-9703

## 7 施設について

### ●健康づくり施設

施設名	施設の概要
イワケン健康づくりセンター (高鍋町健康づくりセンター)	住民の生涯を通じた心身の健康づくりと、保健サービスを総合的に行う施設です。
○保健施設 (☎23-2323)	開館時間：午前8時25分～午後5時10分 休館日：土日祝日、12/29～1/3 施設貸出：午前9時～午後10時 ※12/29～1/3は貸出できません。 ※使用する2週間前までに申請が必要です。 使用料：使用する施設、時間等により使用料が異なります。
○プール施設(屋内温水プール) (☎23-2335)	開館時間：平日 午前10時～午後9時 日曜・祝日 午前10時～午後5時 休館日：毎週月曜日(国民の祝日にあたるときは、その翌日)・ 12/29～1/3 使用料：大人410円 中高生310円 幼児・小学生200円

	回数券 (11 回分) 4,100 円 フリーパス (町内者) 1 カ月 3,100 円    6 カ月 15,500 円 など
--	--

●高齢者福祉施設

施設名	施設の概要
高鍋町持田地区高齢者福祉センター (☎22-1610)	<p>高齢者に対して、各種相談に応じるとともに健康の増進、教養の向上およびレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設です。</p> <p>開館時間：午前9時～午後10時 ※ただし、午後5時以降および日曜日にご利用の場合は、2週間前までに事前申請が必要です。</p> <p>休館日：毎週月曜日・祝日・12/28～1/4</p> <p>使用料：高鍋町に居住する60歳以上の方のみのご利用 無料 それ以外の場合のご利用 集会室・厨房 1時間 510円 娯楽教養室・相談室 1時間 310円など</p>

## 子育て・教育

### 1 母子保健について（イワケン健康づくりセンター ☎23-2323）

#### ●高鍋町母子健康包括支援センター（『オヤトコ』～親と子サポートルーム～）

妊娠中や出産後の母親の体調、お子さんの発育や育児について気になることや心配なことがあるときは、お気軽にご相談ください。保健師や助産師、管理栄養士による電話相談や面談、家庭訪問のほか、子育て支援センターでの出張相談も行っています。お気軽にご利用ください。

場 所：イワケン健康づくりセンター

#### ●母子健康手帳交付

産婦人科を受診し、妊娠がはっきりしたら、早め（妊娠8週～11週頃）に母子健康手帳と妊婦健康診査助成券等の交付を受けましょう。

母子健康手帳は、妊娠中から就学前までの母と子の健康を記録するものです。予防接種や健診を受けるときなどに活用してください。

場 所：イワケン健康づくりセンター

日 程：第1・3金曜日 受付時間：午前9時30分～9時45分

第2・4金曜日 受付時間：午後1時30分～1時45分

持参するもの：マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードと本人確認書類、妊婦名義の口座情報がわかるもの

※受付終了後、問診と母子保健制度等についての説明を行います。（1時間程度）

～転入された方へ～

転入された妊婦さんは、妊婦健康診査助成券等の差し替えが必要です。詳しくは、イワケン健康づくりセンターへお問い合わせください。

#### ●乳幼児健康診査・健康相談

乳幼児の発育・発達の時期に合わせて次のとおり健康診査・健康相談を実施しています。赤ちゃんやお子さんの発育や育児について気になることや心配なことなどお気軽にご相談ください。

※対象のお子さんには、個別に詳しい案内を郵送します。

乳幼児健康診査→乳児健診（3～4か月児、6～7か月児、9～10か月児）、1歳6か月児健診、3歳児健診

乳幼児健康相談→2歳児健康相談

### 2 子どもの予防接種について（イワケン健康づくりセンター ☎23-2323）

子どもの予防接種については、医療機関で個別に受けていただきます。必ず事前に予約をして、母子健康手帳をご持参の上、体調のよい時に受けましょう。

### 3 子育てについて（福祉課 子ども支援係 ☎26-2010）

#### ●高鍋町子ども家庭支援センター（みらい）

子どもと子育て家庭の総合相談窓口です。子どもと家庭に関する悩みごとなどを専門の相談員がお聞きます。また、相談の内容に応じて必要な支援機関をご紹介します。

場 所：高鍋町役場 庁舎別館1階（☎35-3310）

●子育て支援センター

育児などの各種相談、育児サークルなどを開催しています。忙しい育児の気分転換に、和気あいあいと子育てについておしゃべりしませんか。

場 所	住 所	電話番号
石井記念にしん保育園 1階	北高鍋 1264	22-2402
高鍋町立わかば保育園内	北高鍋 3516-11	23-0314

●町内認定こども園一覧

園 名	住 所	電話番号
学) 宮崎カトリック学園 高鍋カトリック聖母幼稚園 (幼稚園型)	北高鍋 755-1	23-1500
学) 高鍋学園 高鍋幼稚園 (幼稚園型)	北高鍋 3314	23-0355
福) あげぼの福祉会 ももの木こども園 (幼保連携型)	上江 1961-3	23-0658

●町内保育園一覧

園 名	住 所	電話番号
高鍋町立わかば保育園	北高鍋 3516-11	23-0314
福) 久春福祉会 一真持田保育園	持田 2330-8	22-1049
福) 石井記念友愛社 石井記念やまばと保育園	上江 7676-2	23-6480
福) 石井記念友愛社 石井記念にしん保育園	北高鍋 1264	22-2402
福) 石井記念友愛社 石井記念明倫保育園	高鍋町 598-4	22-5286
福) あげぼの福祉会 なでしこ保育園	持田 1600-1	23-1515

4 学校教育について (教育総務課 教育総務係 ☎23-0315)

●町内小学校

学 校 名	住 所	電話番号
町立高鍋東小学校	北高鍋 4600	23-0035
町立高鍋西小学校	上江 1951	23-0047

●町内中学校

学 校 名	住 所	電話番号
町立高鍋東中学校	北高鍋 3321	23-0046
町立高鍋西中学校	持田 1524	23-0872

●高等学校

学 校 名	住 所	電話番号
県立高鍋高等学校	北高鍋 4262	23-0005
県立高鍋農業高等学校	上江 1339-2	23-0002

●小学校への入学

就学予定の児童（翌年の4月1日までに満6歳になる児童）を対象に、10月中に、入学前の就学時健康診断を実施します。

その後、入学する学校を指定した「就学通知書」を1月中に送付します。

●中学校への入学

入学する学校を指定した「入学通知書」を1月中に送付します。

※就学通知書、入学通知書が届かない場合や、病気などの理由で学校への入学が困難な場合等は教育総務課へご相談ください。

●小・中学校への転学手続き

転勤や転居等で、小・中学校を転校する場合は、次の手続きが必要です。

町内での転校	町外への転校
① 転居届（町民生活課にて届出） ↓	① 転出届（町民生活課にて届出） ↓
② 転学通知書・転入学通知書の受領（教育委員会にて交付）、今まで通っていた学校へ転学通知書を提出 ↓	② 転学通知書の受領（教育委員会にて交付）、今まで通っていた学校へ転学通知書を提出 ↓
③ 在学証明書・転学児童（生徒）教科用図書給与証明書の受領（今まで通っていた学校で交付） ↓	③ 在学証明書・転学児童（生徒）教科用図書給与証明書の受領（今まで通っていた学校で交付） ↓
④ 転校先の学校へ転入学通知書と③の証明書を提出	④ 転入届（新しい住所地にて届出） ↓
	⑤ 転入学通知書の受領 ↓
	⑥ 転校先の学校へ転入学通知書と③の証明書を提出

●通学区域

名称	地域（行政地区名）							
東小学校	堀の内	堀の内団地	下永谷	上永谷	雲雀山	水谷原	越ヶ溝	
	毛作	新山	太平寺	脇	舞鶴団地	大工小路	宮田	
	蓑江	筏	南町	十日町	六日町	石原	中町	
	中央通	東町	旭通	上町	松原町	小丸	後小路	
	宮越	南宮越	宮越上	道具小路西	道具小路東	道具小路南	中鶴	
	樋渡	下屋敷	菖蒲池西	菖蒲池東	御屋敷	大池久保	萩原	
	蚊口西の二	蚊口西の一	蚊口上	蚊口中	蚊口下			
	*西小学校にも通学可能な地区（申請が必要です。）	小丸下	小丸上	畑田	持田団地			

東中学校	堀の内 堀の内団地 下永谷 上永谷 雲雀山 水谷原 越ヶ溝 毛作新山 太平寺 脇 舞鶴団地 大工小路 宮田 蓑江 筏南町 十日町 六日町 石原中町 中央通 東町 道具小路西 道具小路東 道具小路南 中鶴樋渡 下屋敷 菖蒲池西 菖蒲池東 御屋敷 大池久保 萩原 蚊口西の二 蚊口西の一 蚊口上 蚊口中 蚊口下
	*西中学校にも 通学可能な地区 (申請が必要です。)
西小学校	くろだに まつもと やました ひがしひらばら にしひらばら きたひらばら みずよけ 黒谷松本山 下東平原 西平原 北平原 水除 馬場原 川田羽根田 青木老瀬 牛牧南牛牧 中尾小並市の山 中川原 小丸出口 小丸団地 竹鳩 切り原 兀の下坂本 鬼ヶ久保 俵橋 正ヶ井手 上江団地
	*東小学校にも 通学可能な地区 (申請が必要です。)
西中学校	黒谷松本山 下東平原 西平原 北平原 水除 馬場原 川田羽根田 青木老瀬 牛牧南牛牧 中尾小並市の山 中川原 小丸出口 小丸団地 竹鳩 切り原 兀の下坂本 鬼ヶ久保 俵橋 正ヶ井手 上江団地
	*東中学校にも 通学可能な地区 (申請が必要です。)

●通学区域外の学校への通学手続きについて

特別な理由で、定められた通学区域以外の学校へ通学を希望される場合は、手続きが必要です  
ので、教育委員会へご連絡ください。

なお、許可の基準は次のとおりです。

通学区域外就学および区域外就学許可基準

許可要件	適用	添付書類	許可期間
1 最終学年	小学校6年生および中学校3年生時に通学区域外に転居した場合 ※同一学校内に弟・妹がいる場合には、当該弟・妹についても許可できる。	町民生活課で発行された学齢児童異動通知書	卒業まで ※弟・妹は、その学年末まで
2 学期途中	学期途中に通学区域外に転居した場合 (全学年を対象とする。)	町民生活課で発行された学齢児童異動通知書	学年末まで
3 転居予定	住宅の新築等の理由により、事前に転居先の学校に通学しようとする場合又は改築等により他の通学区域に短期間居住後、再度元の通学区域に転居することが明らかな場合	建築契約書写し、賃貸借契約書写し等転居予定を証明する書類	新築、改築等に要する期間

4	身体的な理由	病弱その他の身体的理由により指定学校への通学が困難な場合または特別支援学級への入級を希望しているが、指定校に特別支援学級が設置されていない場合	医師の診断書又はそれに類する書類	病弱等の身体的理由が消滅するまで
5	公共事業	公共事業による立ち退きで、就学後、通学区域外に転居せざるを得なくなり、通学に支障がない場合	事業主体からの依頼文又はそれに類する書類	卒業まで
6	隣接町との境界	中尾、小並、市の山、俵橋、染ヶ岡、新山地区に居住し、通学距離、安全性等の面から、児童の負担が軽減されると認められる場合		卒業まで
7	教育上の配慮	(1)いじめおよび不登校等の事実があり、転校により状況が改善されると判断される場合 (2)入学・転校により明らかに不登校または過度の精神的な負担が予測される場合 (3)在学中の兄・姉がいる場合で、弟・妹が兄・姉の在学を希望する場合 (4)虐待等による特別な事情により住民票の異動ができないと認められる場合	教育委員会が必要と認める書類	教育委員会が必要と認める期間
8	保護者の就労その他家庭の事情の理由	保護者の就労、病気療養等により、下校時から保護者帰宅時まで留守家庭となるため、放課後の児童の安全確保が困難で、保護者の勤務先または祖父母等宅の通学区域の指定学校へ就学を希望する場合	教育委員会が必要と認める書類	卒業まで
9	部活動	指定された学校に希望する部活動が設置されていないため、希望する部活動への入部を前提に、その部活動のある中学校に通学を希望する場合	教育委員会が必要と認める書類	卒業まで（途中で退部した場合は、原則、指定中学校へ戻ることとする。ただし、教育委員会が認める場合はこの限りでない。）
10	その他	真にやむを得ない理由で、教育委員会が特に認める場合	教育委員会が必要と認める書類	教育委員会が必要と認める期間

●遠距離通学費補助制度について

高鍋町立小中学校に遠距離通学をする児童生徒の通学の安全を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減を図るため、要綱に基づき補助を行います。

学校名	行政地区	補助金の額等
高鍋東小学校	上永谷および下永谷地区	30,000円
	新山地区	28,500円
高鍋西小学校	牛牧および南牛牧地区	20,100円
	小並、中尾、俵橋、正祐寺および染ヶ岡地区	24,000円
	市の山地区	27,000円
高鍋東中学校	上永谷、下永谷および新山地区	通学用自転車購入費用額 (上限20,000円)
高鍋西中学校	小並、中尾、市の山、牛牧、南牛牧、俵橋、正祐寺および染ヶ岡地区	※通学用自転車を購入する場合は、必ず任意賠償保険に加入すること。 ※在学中に1回のみ補助とする。

●小・中学校就学援助について

経済的理由で、学用品費や給食費にお困りの家庭に、認定審査を経て費用を援助します。学校または教育総務課までご相談ください。

申請先：各小・中学校へ申請

支給内容：学用品費、修学旅行費、給食費等

5 社会教育について

●文化交流施設

施設名	施設の概要
高鍋町美術館 (☎23-8887)	地元作家に焦点を当てた企画展や国内外の名品が鑑賞できる特別展、半年ごとに作品を入れ替える常設展などを行っています。また、実技講座やワークショップなどの普及事業にも力を入れています。 開館時間：午前10時～午後5時（入館は午後4時30分まで） 休館日：毎週月曜日・祝日の翌日（土日祝日は開館）・12月28日～1月4日 ※臨時休館あり 観覧料：常設展 大人210円 小中高生・高齢者（満70歳以上）・障がい者及びその介助者1名まで100円 未就学児と高鍋町在住または高鍋町内の学校に在籍する小中高生および特別支援学校生は無料
たかしんホール (☎23-0048)	地域住民に密着した生涯学習の拠点施設として、各種講座、教室の開設や大型のイベントを開催できる施設です。 開館時間：午前9時～午後10時 休館日：毎週月曜日・祝日・12月28日～1月4日・家庭の日（第3日曜日） 設備：1,000人収容ホール、機能回復訓練室、ITセンター、作業室等
町立高鍋図書館 (柿原政一郎記念高鍋図書館) (☎21-1152)	一般図書や児童図書など、約86,000冊の蔵書があります。 開館時間：午前9時～午後6時（土日祝日は午後5時まで） 休館日：毎週月曜日・祝日の翌日（土日祝日は開館）・12月28日～1月4日 本貸出：1人4冊まで
高鍋町歴史総合資料館 (二ノ丸文教歴史館) (☎23-1322)	舞鶴公園内にあり、1階では高鍋ゆかりの歴史資料などが展示されています。2階では歴代の高鍋藩主や高鍋藩の治世、幕末から近世・近代にかけて活躍した先人について、グラフィックデザインを通して知ることができます。 開館時間：午前10時～午後5時（入館は午後4時30分まで） 休館日：毎週月曜日・祝日の翌日（土日祝日は開館）・12月28日～1月4日 観覧料：大人210円 小中高生・高齢者（満70歳以上）・障がい者及びその介助者1人まで100円
高鍋町指定有形文化財 黒水家住宅 (☎23-7266)	高鍋藩の家老職を務めた黒水家の住宅で、主屋・糶蔵・土蔵・みそ蔵が建ち並び、貴重な文化資料となっています。 開館時間：午前10時～午後5時（入館は午後4時30分まで） 休館日：毎週月曜日～水曜日・祝日の翌日（土日祝日は開館）・12月28日～1月4日 観覧料：大人100円 小中高生・高齢者（満70歳以上）・障がい者及びその介助者1人まで50円 ※土曜日は町内小中学生無料

●スポーツ施設について

屋内体育施設

施設名	施設の概要	
井上スポーツセンター 高鍋町総合体育館 (☎23-3721)	床面積：5,267 m <sup>2</sup>	競技場：2,489 m <sup>2</sup> (バドミントン12面・バレー4面)
	観覧席：836席	多目的ホール・ランニングコース (230m)
高鍋町体育館	床面積：1373.96 m <sup>2</sup>	競技場：676.72 m <sup>2</sup> (バドミントン3面・バレー2面)
高鍋勤労者体育センター (☎23-1684)	床面積：880 m <sup>2</sup>	競技場：644 m <sup>2</sup> (バドミントン3面・バレー2面)
井上スポーツセンター 高鍋町弓道場・ 高鍋町四半的弓道場	床面積：677 m <sup>2</sup>	射 場：弓道場10人立 (最高12人)・四半的5人組2団体
小丸河畔運動公園屋内多目的広場	床面積：921.55 m <sup>2</sup>	競技場：748 m <sup>2</sup> (フットサル1面・テニス1面) 屋根つきブルペン (44.01 m <sup>2</sup> ) 2人立ち

屋外体育施設

施設名	施設の概要	
MASUDA スタジアム	面 積：18,797 m <sup>2</sup> (センター120m・両翼100m)	設 備：本部席・スコアボード・放送設備・駐車場 観客収容：3,000人
小丸河畔運動公園野球場	面 積：12,216 m <sup>2</sup> (センター120m・両翼92m)	設 備：本部席・夜間照明4基・駐車場 観客収容：2,000人
小丸河畔運動公園多目的広場	面 積：28,000 m <sup>2</sup>	競 技 場：ソフトボール4面・グラウンドゴルフ3面・ラグビー1面
井上スポーツセンター 高鍋町テニス場	競 技 場：テニスコート4面 (オムニコート)	クラブハウス (更衣室・ロッカー)、夜間照明
高鍋町営テニスコート	競 技 場：テニスコート3面 (クレーコート)	
小丸河川敷広場 (小丸大橋下)	面 積：27,434 m <sup>2</sup>	競 技 場：グラウンドゴルフ2面・サッカー2面

## 税金

### 1 町税の納付について（税務課 収納係 ☎26-2012）

#### ●納めるところ

金融機関（高鍋信用金庫、宮崎銀行、宮崎太陽銀行、宮崎県農業協同組合、九州労働金庫、九州内のゆうちょ銀行または郵便局（沖縄県を除く））、コンビニエンスストア等で納付することができます。また、PayPay やみやぎん Pay（PayB）を利用して納付することもできます。

#### ●口座振替

納期ごとに預金口座から自動的に振替納税できる、便利な口座振替制度をご利用ください。

申 込 先：ご利用の金融機関、税務課収納係

必要なもの：納税通知書・預金通帳・通帳印

	軽自動車税	固定資産税	町県民税	国民健康保険税
4月		1期		
5月	全期			
6月			1期	
7月		2期		1期
8月			2期	2期
9月				3期
10月			3期	4期
11月				5期
12月		3期		6期
1月			4期	7期
2月		4期		8期

## くらし

### 1 ごみについて（町民生活課 環境保全係 ☎26-2017）

#### ●ごみの分け方

「燃やせるごみ」「プラスチック製容器包装類」「資源ごみ（空き缶・びん、金属類、ペットボトル、衣類）」「燃やせないごみ」「古紙類」「粗大ごみ」

#### ●ごみの出し方

収集日の午前8時までには地区の指定されたごみステーションに出してください。

ごみ袋は、高鍋町指定のごみ袋を必ず使用してください。

自分が出したごみが残っていた場合は、再分別して次の収集の際に出してください。

#### ●収集する日

・「燃やせるごみ」は週2回、「プラスチック製容器包装類」「資源ごみ」「燃やせないごみ」は週1回収集します。

・「古紙類」は、月2回水曜日に収集します。

- ・「粗大ごみ」は、毎月第2・第4土曜日に、直接「西都児湯資源リサイクルセンター」に持ち込んでください。(テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン・自動車等は持込不可)
- ・使用済み「乾電池」は、各自治公民館で「乾電池回収箱」を設置していただくようになっていますので、居住地区の自治公民館長にご確認ください。  
※回収箱を設置していない地区は、役場庁舎内の「乾電池回収箱」に入れていただくか、直接環境保全係まで持参してください。
- ・祝日はごみの収集は行いません。  
※収集日やごみステーションは、居住地区により異なります。
- ・詳しい収集日は、「ごみ収集カレンダー」をご確認ください。
- ・廃食油(使用済みの天ぷら油やサラダ油)の回収を行っております。回収された油は石鹸などの原料としてリサイクルされています。ご協力をお願いします。  
回収場所：高鍋町役場(環境保全係)、イワケン健康づくりセンター、持田地区高齢者福祉センター、蚊口地区学習等供用施設

●古紙類 月2回(最初の水曜日を第1水曜日とします。)

「燃やせるごみ」の月・木収集地区：毎月第1・第3水曜日

「燃やせるごみ」の火・金収集地区：毎月第2・第4水曜日

●燃やせるごみ(青袋) 週2回収集

月曜日・木曜日の地区			火曜日・金曜日の地区		
蚊口西の一	蚊口西の二	蚊口上	太平寺	脇	舞鶴団地
蚊口中	蚊口下	堀の内	大工小路	宮田	筏
堀の内団地	上永谷	下永谷	養江	南町	十日町
雲雀山	水谷原	越ヶ溝	六日町	東町	上町
毛作	新山	小丸	中町	石原	中央通
小丸上	小丸下	畑田	旭通	松原町	黒谷
後小路	宮越	宮越上	松本	山下	西平原
南宮越	道具小路西	道具小路東	東平原	北平原	水除
道具小路南	中鶴	樋渡	正ヶ井手	小丸団地	小丸出口
下屋敷	菖蒲池西	菖蒲池東	上江団地	馬場原	中川原
大池久保	御屋敷	萩原	川田	羽根田	青木
市の山	小並		老瀬	牛牧	南牛牧
			中尾	竹鳩	切原
			兀の下	坂本	鬼ヶ久保
			俵橋	染ヶ岡	家床
			持田	持田団地	正祐寺
			嶋野		

●燃やせないごみ(赤袋)資源ごみ(黄袋)プラスチック製容器包装類(緑袋) 週1回収集

収集地区名	月	火	木	金
	南町 十日町	蚊口西の一 蚊口西の二	太平寺 脇	雲雀山 水谷原
六日町 東町	蚊口上 蚊口中	舞鶴団地 大工小路	越ヶ溝 毛作	
上町 中町	蚊口下 堀の内	宮田 筏	新山 小丸	
石原 中央通	堀の内団地 上永谷	養江 小丸出口	小丸上 小丸下	

旭通松原町	下永谷 菖蒲池西	上江団地 馬場原	畑田後小路
黒谷松本	菖蒲池東 大池久保	中川原 川田	宮越宮越上
山下牛牧	御屋敷 萩原	羽根田 青木	南宮越中鶴
南牛牧中尾	道具小路西 道具小路東	老瀬 西平原	樋渡下屋敷
竹鳩切原	道具小路南	北平原 東平原	市の山小並
兀の下坂本		水除 正ヶ井手	
鬼ヶ久保 俵橋		小丸団地	
染ヶ岡 家床			
持田 持田団地			
正祐寺 嶋野			

●粗大ごみ 月2回 毎月第2・第4土曜日（直接持ち込み）

粗大ごみは、指定ごみ袋に入らないものになります。

持込禁止：冷蔵庫、テレビ、エアコン、洗濯機、パソコン、自動車等

搬入場所：西都児湯資源リサイクルセンター（新山） ☎23-8110

搬入時間：午前8時30分から午後4時30分まで（正午から午後1時を除く。）

2 犬の登録等と予防注射（町民生活課 環境保全係 ☎26-2017）

犬の登録と年1回の狂犬病の予防注射は義務付けられています。

●犬の登録

犬を飼い始めた日から30日以内（生後90日以内の犬を飼い始めたときは、生後90日を経過した日から30日以内）に届出をしてください。生涯1回の登録となります。

登録料（1頭）：3,000円（※町内の動物病院でも行うことができます。）

●予防注射

注射については集合注射による方法と個別注射による方法があります。

- ・集合注射（各地区に巡回して実施します。実施日等については広報紙等でお知らせします。）

予防注射料（1頭）：3,300円

- ・個別注射（動物病院で注射できます。）

予防注射料については動物病院にお問い合わせください。

●登録事項の変更

犬の登録事項（所在地・所有者等）に変更が生じたときおよび飼犬が死亡したときは、30日以内に環境保全係で手続きを行ってください。

町外に転出する場合は、転出先の自治体で犬の登録事項変更の手続きを行ってください。

3 高鍋駅交流拠点施設駐車場（地域政策課 総合政策係 ☎26-2018）

通勤・通学等で高鍋駅を利用する際、駅舎（高鍋駅交流拠点施設）に併設している自動車等駐車場が無料で使用できます。

4 木造建築物の耐震化（建設管理課 建築・都市計画係 ☎26-2016）

昭和56年以前に建築された木造住宅について、耐震診断、耐震補強設計・改修に係る費用の一部を補助しています。件数に限りがあるため、希望の方はお早めにお問い合わせください。

●補助金額

耐震診断：1棟につき最大130,000円（自己負担額約6,000円）

※補助対象額の9/10まで。

総合支援（耐震設計+耐震改修）：建物強度および設計内容によって最大100万円

※補助対象額の8/10まで

5 景観条例（建設管理課 建築・都市計画係 ☎26-2016）

高鍋町では、景観条例を制定し、良好な街並みづくりに努めています。建築物等の外壁の色などに規制がありますので、建物の新築や増改築の場合には忘れずに届出をお願いいたします。

6 移住者へのお役立ち情報（地域政策課 総合政策係 ☎26-2018）

●高鍋町移住・定住ポータルサイト「高鍋町 定住のススメ」

移住者向けの情報などを集めたポータルサイトです。移住者へのインタビューや支援制度、空き家バンク事業などが掲載されています。



●高鍋町に特化した求人サイト「高鍋おしごと探検隊」

町内での求人を紹介するサイトです。写真も多く、分かりやすく仕事を紹介しています。



7 高鍋町デマンド交通（地域政策課 総合政策係 ☎26-2018）

高鍋町デマンド交通は、利用者の予約により運行する公共交通手段です。利用者が利用したい時間と停留所を指定し予約することにより、他の利用者との乗り合いで目的地の停留所まで送迎します。

項目	内容
運行区間	高鍋町内 ※停留所の詳細については、町ホームページまたは地域政策課総合政策係までお問合せください。
利用できる方	小学生以上で、利用には事前登録が必要です（無料）。 ※未就学児は保護者同伴で利用可能です。
事前登録方法	利用者登録申請書（地域政策課・福祉課・健康保険課・高鍋町社会福祉協議会にて配布）を地域政策課へご提出していただくか、右のQRコードを読み込み、予約サイト「コンビニクル」より登録を行ってください。
運行時間	平日午前9時10分～午後5時 ※土日、祝日、12月29日～1月3日は運休いたします。 ※最終乗車時間は午後4時30分となります。
料金	大人200円、子供（中学生以下）100円 ※未就学児は無料（同伴される保護者の利用料金のみ）
予約受付	予約センター ☎0983-32-0116 電話受付時間：平日午前9時～午後5時 ※WEB予約は24時間受付可（予約サイト「コンビニクル」QRコードより予約を行ってください）



※2週間前から予約可能です。一度に6回分まで予約することができます。

※当日の予約は、電話の場合は乗車時間の1時間前まで、WEBの場合は乗車時間の1時間10分前までとなります。

## 上・下水道について

(上下水道課 上水道係 ☎22-1341、下水道係 ☎22-1601)

### 1 上下水道に係る届出について

次のいずれかに該当するときは、手続きが必要です。印鑑を持参して上下水道課で手続きをしてください。

- ・引っ越してこられて水道を利用される時。(町内から町内への引っ越しも含む。)
- ・家の解体、引っ越しなどで水道の使用を中止される時。
- ・使用者または所有者に変更があった時。
- ・長期留守等により一時的に水道の使用を止めておく時。
- ・公共下水道に接続しており、井戸水を使用されている方で、使用人数の変更が生じた時。
- ・納入通知書の郵送先を設定または変更する時。

### 2 給水区域について

高鍋町の大半の地域は、高鍋町水道事業により給水を行っていますが、次の一部の地域においては、「一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団」の給水区域になっています。

対象地区：牛牧、南牛牧、市の山、中尾、小並、雲雀山の一部、上永谷、水谷原、越ヶ溝、毛作、新山

料金や手続きなどが異なりますので、詳細についてはお問い合わせください。

《一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団》

住所：新富町大字新田 15569 電話：0983-35-1381

### 3 料金について

上下水道料金は、メーターの検針を行い、2カ月ごとに料金の請求を行います。

《下水道使用料の算出方法》

- ・水道水のみを使用している場合は、水道の使用量を排出汚水量とします。
- ・井戸水のみを使用している場合は、1人につき1カ月あたり8 m<sup>3</sup>を使用水量とし、これが排出汚水量となります。
- ・水道水と井戸水を併用して使用している場合は、井戸水分を1人につき1カ月あたり4 m<sup>3</sup>を使用水量とし、それに水道の使用水量を加えたものが排出汚水量となります。

水道料金(高鍋町水道事業)および下水道使用料の計算(2カ月分)は以下のとおりです。

#### ●水道料金表

メーター口径	基本料金	従量料金(1 m <sup>3</sup> あたり)				
		従量段階別区分				
		1 m <sup>3</sup> ~16 m <sup>3</sup>	17 m <sup>3</sup> ~20 m <sup>3</sup>	21 m <sup>3</sup> ~40 m <sup>3</sup>	41 m <sup>3</sup> ~60 m <sup>3</sup>	61 m <sup>3</sup> 以上
13 mm	2,800 円	基本料金	105 円	140 円	165 円	210 円
20 mm						
25 mm						
30 mm	9,800 円	90 円	105 円	140 円	165 円	210 円
40 mm	20,200 円					
50 mm	36,200 円					
75 mm	62,400 円					

(上記の金額に消費税が加算されます。)

●下水道使用料金

種 別	基本料金 (汚水量 16 m <sup>3</sup> まで)	超 過 料 金	
		汚水量	金額 (1 m <sup>3</sup> あたり)
一般汚水	2,000 円	17 m <sup>3</sup> ～ 40 m <sup>3</sup>	110 円
		41 m <sup>3</sup> ～ 60 m <sup>3</sup>	130 円
		61 m <sup>3</sup> ～100 m <sup>3</sup>	160 円
		101 m <sup>3</sup> 以上	200 円

(上記の金額に消費税が加算されます)

4 上・下水道料金のお支払方法

下水道を使用されている方は、水道料金と合わせてのお支払いとなります。

お支払いは、便利な口座振替をご利用ください。町内に本・支店のある金融機関またはゆうちょ銀行にて利用できます。

●口座からのお支払い

金融機関での口座振替ご希望の方は、町指定の各金融機関の窓口にて「高鍋町上下水道料金口座振替依頼書」に必要事項をご記入の上、金融機関へ提出してください。

口座振替依頼書は、町内の金融機関窓口または上下水道課および税務課窓口に置いてあります。手続きに必要なもの：預金通帳・通帳印・水栓番号が分かるもの

●納付書でのお支払い

上下水道課から送付された納付通知書をお持ちの上、上下水道課窓口、指定の金融機関または納付通知書裏面に記載のコンビニエンスストアで納期限までにお支払いください。

5 給水装置工事および排水設備工事について

給水装置の新設・改造・増設・撤去工事等については、高鍋町水道事業指定給水装置工事事業者による申請が必要となります。

公共下水道の新設・改造等の工事については、高鍋町排水設備工事指定工事店による申請が必要となります。指定工事業者以外の方による工事はできません。

●給水装置工事および排水設備工事の指定工事業者（高鍋町内のみ）

令和7年2月現在（50音順）

指定店名	住 所	電話番号	給水装置	排水設備
(有)泉設備工業	高鍋町 858	23-0100	○	
(有)岩村建設	北高鍋 3248	23-1439		○
(株)黒木電気工事店	上江 2034-6	23-0675	○	○
(株)宏和工業 高鍋支店	持田 3382-1	22-0863	○	○
(株)後藤住宅設備	上江 6219-3	23-8188	○	○
(株)琴弾	蚊口浦 5622-1	22-2630	○	○
坂本マサキ水道	南高鍋 888-3	22-3994	○	○
(有)酒匂建設工業	持田 1368-2	23-6175		○
四角目電気水道設備	北高鍋 1174-14	23-5309	○	○
(株)高鍋造園土木	持田 2761-4	23-1011	○	○
(株)津房産業	上江 2175	22-1800		○

富電・システム	北高鍋 4853	22-3983	○	○
(株)中岡工業	上江 7618	22-2381	○	○
長町設備	上江 8084-1	22-3107	○	○
(株)ビズ	北高鍋 83-1	23-7533	○	○
(有)藤元電気水道設備	北高鍋 1261-3	22-1478	○	○
ムグルマ家電設備	北高鍋 3631-20	23-1881	○	○
(有)盛満技建	高鍋町 497-1	23-0125	○	○
(株)柳建設	持田 583-1	23-1255		○
(株)山口鉄工建設	南高鍋 8814-1	23-0454	○	○
(有)侑建工業	北高鍋 2384-2	23-2570	○	○

※高鍋町以外の指定工事業者につきましては、上下水道課までお問い合わせください。

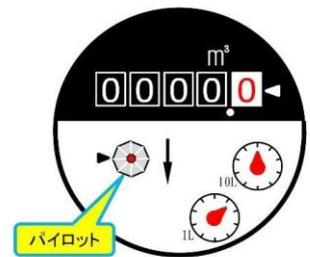
## 6 漏水について

メーター検針時に漏水が発見されることもあります。検針時の使用状況により発見できない場合もあります。

「上・下水道使用量のお知らせ」を確認していただき、“水道をそれほど使用していないのに、水道料金が高くなった”などの状況があった場合は漏水している可能性があります。

### 《漏水の確認方法》

宅地内漏水は、ご自分で簡単に確認することができます。水道の蛇口をすべて完全に閉め、メーターボックス内のメーターのパイロット（右図参照）が少しでも回っていれば漏水です。



## 7 浄化槽について

公共下水道事業認可区域外の地域で、住居として使われる家屋の単独処理浄化槽又は汲み取り槽を合併処理浄化槽に切り替える（転換する）場合、補助金制度があります。対象とならない場合もありますので、詳細についてはお問い合わせください。

浄化槽は、年1回の法定検査が義務付けられています。詳しくは、(公財)宮崎県環境科学協会 (☎0985-51-4331) へお問い合わせください。

また、下水道へ接続するなどの理由で、浄化槽を使用しなくなる時には、高鍋保健所へ廃止届を提出してください。

## 人権相談

### 1 人権について(総務課 行政係 ☎26-2001)・宮崎地方法務局人権擁護課 ☎0985-22-5124)

日常生活の中で、これは人権問題ではないだろうかと感じたり、家族内の問題、借地、借家、登記、金銭貸借問題などでお困りの方は、一人で悩まずに人権擁護委員または宮崎地方法務局へご相談ください。

高鍋町では、法務大臣の委嘱を受けた5人の人権擁護委員が、住民の皆様からの人権についての相談を受けたり、法務局や町と連携しながら、人権を守る啓発活動を行っています。

相談は無料で、秘密は固く守られます。日時や場所は、高鍋町公式LINEでお知らせします。

なお、宮崎地方法務局では随時、相談に応じています。

## 選挙・議会・情報

### 1 選挙について(選挙管理委員会事務局 ☎23-1745)

#### ●選挙権

満18歳以上の日本国民で、高鍋町の住民基本台帳に引き続き3カ月以上記録されている人は、選挙人名簿に登録される資格があります。

#### ●選挙人名簿

実際に選挙で投票するためには、選挙人名簿に登録されていることが必要です。

毎年3月、6月、9月、12月の各1日現在で定時登録をするほか、選挙前に追加登録(選挙時登録)をします。

#### ●投票

##### 【投票時間】

原則として、午前7時から午後6時までです。

##### 【投票所入場券】

選挙期日前までに郵送します。入場券には氏名や投票所の場所が記載されています。大切に保管してください。

##### 【持参するもの】

投票所入場券

※入場券を忘れたり紛失したりしても投票できますが、本人確認が必要となります。

##### 【代理投票】

身体の故障により、自ら投票用紙に候補者の氏名等を記載することはできない場合は、代理投票の方法が認められていますので、投票所で申し出てください。

#### ●期日前投票

選挙期日に、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用務があるなど一定の事項に該当すると見込まれる人は、期日前投票をすることができます。投票期間は、選挙期日の公示(告示)日の翌日から選挙期日の前日まで、投票時間は、午前8時30分から午後8時までです。

## ●不在者投票

- ・町外に滞在等の事由で選挙期日までに投票できない方  
⇒事前に投票用紙等の交付を請求し、滞在先等の選挙管理委員会で不在者投票ができます。
- ・病院、施設に入院（入所）している方  
⇒入院（入所）している所が、不在者投票ができる施設に指定されていれば、そこで投票できます。（施設にお尋ねください。）
- ・身体に一定以上の重度障がいのある方  
⇒身体障害者（戦傷病者）手帳の交付を受け、一定以上の障がいを有している方や介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方は、「郵便等による不在者投票」ができ、自宅等で郵便による不在者投票が可能となります。あらかじめ選挙管理委員会へ申請手続きを行い、「郵便投票証明書」の交付が必要です。

※詳しくは、選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

## 2 町議会（議会事務局 ☎26-2020）

町議会は、満25歳以上の選挙権のある町民の中から選挙によって選ばれた議員で構成され、町政を進める上での高鍋町的意思を決めたり、町政が正しく運営されているかをチェックする機関です。

### ●定例会・臨時会

定例会は、年4回、3月、6月、9月、12月に開かれ、提出された議案を審議するほか、議員は「一般質問」で町政全般にわたって町長などの執行機関の所信をただし、提言を行ったり、報告・説明を求めたりします。

これに対し、必要に応じて特定の事件を審議するため開かれるのが臨時会です。

### ●本会議・委員会

全議員が議場に集まり、議案の表決などを行うのが本会議です。条例・予算などの議案や請願・陳情などを効率よく専門的に審査・調査するのが委員会です。

### ●常任委員会・特別委員会

常任委員会は、総務厚生・文教産業建設の2委員会が設置され、議案のほか請願・陳情などの審査にあたる一方、所管の事務調査を行います。議員は4年の任期中、いずれかの委員会（任期2年）に所属します。

特別委員会は、常設の委員会ではなく、特定の事件を審査するために、必要に応じて本会議で議決されて設置される委員会をいいます。

### ●議会運営委員会

議会の円滑な運営を図るために設置され、議会運営の問題、議会の会議規則や委員会に関する条例、議長の諮問などについて審査します。

### 3 議会の傍聴・会議録・議会だより

本会議は公開ですので、どなたでも傍聴できます。通常会議は午前 10 時から開きます。

会議の内容は、「会議録」として記録され、議会事務局および高鍋町ホームページで閲覧できます。また、「議会だより」を年 4 回発行し、町内の全世帯に配布しています。

### 4 請願・陳情

国や地方公共団体の行政に関する要望や意見があるときは、どなたでも議会に請願書、陳情書を提出することができます。議員の紹介があるものを請願、ないものを陳情といいます。

提出された請願・陳情は、担当の委員会で審査され、本会議で最終的に採決されます。ただし、陳情については、内容により議長判断において、請願の例により処理するもの、議長預かりとするもの等、取り扱いは様々です。

採決された請願・陳情のうち、町の事務に関するものは、町の執行機関に送付し、その処理経過や結果の報告を求めます。国等への意見書の提出を求めるものであれば、関係機関等へ提出します。また、提出者には採択・不採択を問わず、審査結果をお知らせします。

### 5 広報（地域政策課 総合政策係 ☎26-2018）

町政の動きや各種業務、町からのお知らせなどを、広報誌やホームページなどで紹介しています。

#### ● 広報紙・刊行物

「お知らせたかなべ」、「広報たかなべ」は高鍋町ホームページで読むことができます。

・「お知らせたかなべ」

毎月第 1・第 3 金曜日もしくは第 2・第 4 金曜日発行（全世帯に配布）

・「広報たかなべ」

奇数月発行（全世帯に配布）

#### ● 各種広報媒体

・「高鍋町ホームページ」<https://www.town.takanabe.lg.jp/>  
町政情報や各課からのお知らせなどを随時更新しています。

・高鍋町公式 SNS

高鍋町では、SNS を利用した情報発信などを行っています。

右記 QR コードからそれぞれご覧いただけます。



↑ 高鍋町ホームページ



↑ 高鍋町公式 SNS



LINE



Facebook



Youtube



Instagram

●高鍋町役場業務内容

【庁舎1階】

市外局番 (0983)

会 計 課	会 計 係	26-2005	公金の出納・管理 県証紙販売
町民生活課	戸籍住民・年金係	26-2006	戸籍届 住民異動届 国民年金 マイナンバーカード交付 印鑑登録 火葬許可証 臨時運行許可証 証明 (住民票・戸籍・印鑑)
	環 境 保 全 係	26-2017	廃棄物 (ごみ) 対策 公害防止 環境美化 畜犬登録 狂犬病予防 墓地 SDGs 推進
健康保険課	国保・高齢者医療係	26-2007	国民健康保険 後期高齢者医療 出産育児一時金 葬祭費 高額療養費 健康診査
	介護・高齢者福祉係	26-2008	介護保険 高齢者福祉
	スマートウエルネス シティ推進室		健幸なまちづくりの推進
福 祉 課	子 ども 支 援 係	26-2010	保育園等入所 放課後児童クラブ 児童手当 子ども医療 児童扶養手当 ひとり親家庭医療
	地 域 福 祉 係	26-2009	障がい福祉
		26-2028	生活保護 日本赤十字 民生・児童委員
	わ か ば 保 育 園	23-0314	保育園の運営 子育て支援センター『わかば』の運営
税 務 課	町 民 税 係	26-2011	町民税・国民健康保険税等町税の課税 税申告 税証明
	収 納 係	26-2012	町税の収納・還付 納税相談 口座振替 滞納処分
	資 産 税 係	26-2013	固定資産税の課税 固定資産関係証明 名寄帳・字図の閲覧・交付

※令和7年3月時点の情報を掲載しています。

【庁舎2階】

総務課	行政係	26-2001	地縁団体 文書收受 行政事務連絡員 男女共同参画 人権 統計 情報公開
	デジタル推進係	26-2003	電算システム デジタル化推進 DX推進
	人事係	26-2024	人事 給与 会計年度任用職員の募集
	総合調整係	26-2004	町長・副町長の行事調整等
危機管理課	危機管理係	26-2022	災害対策 防災
	消防・生活安全係		消防 交通安全対策 防犯 消費者行政
地域政策課	総合政策係	26-2018	総合計画 地域活性化 協働 広報広聴 地域公共交通 移住定住 出前講座 有料広告 高鍋駅交流拠点施設
	商工観光係	26-2015	商工業振興 観光 計量法 企業立地 国際交流
財政経営課	財政係	26-2002	財政計画 予算
	契約管財係		入札 契約 指名願 公有財産管理
農業政策課	農政企画係	35-4977	農業経営体（新規就農者 後継者 認定 農業者 SAP 6次産業化） 農業制度資金 災害被害調査 地域計画 農地中間管理事業
	農林畜産係	26-2021	農産物（穀物 野菜 果物 芋 花 茶） 農業資材 緑化推進 山林 畜産 水産
	農村整備係	35-4980	農業農村整備事業 畑地灌漑（土地改良 事業 一ツ瀬川雑用水管理事業） 防災ダム 農業用施設（農村公園 高鍋 温泉 農業用道路・水路 ため池）
	農業のみらい推進係	35-4977	環境保全型農業（有機農業） 農泊
農業委員会 事務局	農地農政係	26-2019	農地のあっせん・転用・貸借 農業者年金

【庁舎3階】

議会事務局	議事調査係	26-2020	町議会 請願
監査		26-2020	監査事務 住民監査請求
地域政策課	ふるさと納税室	32-5230	ふるさと納税

【庁舎別館2階】

建設管理課	管 理 係	26-2014	町道の維持管理 道路占用許可 公園管理 町営住宅
	土 木 係	26-2016	道路・橋りょうの新設・改良 土木災害復旧
	建築・都市計画係		建築確認 国土利用 都市計画（道路・公園・区画整理・景観）
	地 籍 調 査 係		地籍調査

【高鍋商工会館1階】

教育総務課	教 育 総 務 係	23-0315	教育委員会関連事務 小中学校転入学 要保護・準要保護児童生徒就学援助費 就学相談 高鍋町育英会
	教 育 研 究 所	23-0362	教育に関する専門的・技術的事項の研究 および教育関係職員の研修
	教育支援センター (なでしこルーム)	22-6595	児童生徒の自立支援
	東 小 学 校	23-0035	小学校の管理・運営
	西 小 学 校	23-0047	
	東 中 学 校	23-0046	中学校の管理・運営
	西 中 学 校	23-0872	
	中学校給食共同調理場	23-6002	中学校給食の調理
社会教育課	生 涯 学 習 係	23-3326	成人教育 青少年教育 生涯学習 自治公民館
	文 化 係		文化財保護 自然保護 文化振興
	埋 蔵 文 化 財 係		埋蔵文化財
	社 会 体 育 係	23-3701	スポーツ振興 スポーツ用具等の貸出 体育関係施設の管理・運営
選 挙 管 理 委 員 会		23-1745	選挙

【健康保険課関連施設】

イワケン 健康づくり センター	健 康 推 進 係	23-2323	がん検診 健康相談 母子健康手帳交付 育児相談 乳幼児健康診査 感染症対策 予防接種
-----------------------	-----------	---------	--

【上下水道課】

上下水道課	上水道管理係	22-1341	水道使用開始・中止の手続き 水道メーター検針 水道料金の徴収
	上水道工務係		浄水場管理 水道管の設置・補修 水質管理 給水装置工事受付・処理
	下水道係	22-1601	公共下水道 都市下水路 合併処理浄化槽

【社会教育課関連施設】

たかしんホール	公民館係	23-0048	中央公民館の管理・運営
高鍋町美術館	総務学芸係	23-8887	美術館の管理・運営
町立高鍋図書館（柿原政一郎記念高鍋図書館）	図書館係	21-1152	図書館の管理・運営
高鍋町歴史総合資料館（二ノ丸文教歴史館）	資料館係	23-1322	歴史総合資料館の管理・運営
高鍋町体育館	社会体育係	23-3701	体育館
井上スポーツセンター		23-3721	総合体育館・弓道場・四半的弓道場・テニス場
高鍋勤労者体育センター		23-1684	体育センター
高鍋町指定有形文化財 黒水家住宅		23-7266	黒水家住宅の管理・運営

※令和7年3月時点の情報を掲載しています。

●高鍋町ネーミングライツ事業について

町では、ネーミングライツ（公共施設に愛称を命名する権利）を民間事業者に付与する代わりに、ネーミングライツを取得した民間事業者（ネーミングライツパートナー）から対価を得て、施設の維持管理費用の一部に充当しています。

現在、公募により次の4つの施設でネーミングライツによる愛称を採用し、多くの利用者に親しまれています。

愛称	正式名称	ネーミングライツパートナー
たかしんホール	高鍋町中央公民館	高鍋信用金庫
井上スポーツセンター	高鍋町スポーツセンター	株式会社 井上商店
MASUDAスタジアム	高鍋総合運動公園野球場	株式会社 増田工務店
イワケン健康づくりセンター	高鍋町健康づくりセンター	株式会社 岩切建設



